

## Music Modernization Act (音楽近代化法)

東洋大学法学部

安藤和宏

## 1. アメリカの音楽市場の現状

- 近年、フィジカルと DL 配信の売上げが減少し、ストリーミング配信の売上げが増加。
- 音楽ビジネスの中心は完全にストリーミング配信に移行。
- 特に Spotify、DEEZER、Apple Music に代表されるサブスクリプション型のインタラクティブ型ストリーミング配信がビジネスモデルとして主流を占めている。
- ただし、現行法の強制許諾制度はフィジカルを前提としているため、法改正法の必要あり。

## 2. 音楽著作権ビジネスの基本構造

- アメリカでは、ソングライターが創作する音楽作品に発生する著作権と、アーティスト（とプロデューサー）が創作するサウンドレコーディング（録音物）に発生する著作権（日本では原盤権）を行使して音楽ビジネスが展開される。
- 音楽作品の著作権は、録音権、演奏権、シンクロ権、出版権に分けて管理されている。
- ソングライターは音楽出版社にすべての著作権を譲渡する（ロイヤリティーは 50 : 50）。
- 音楽出版社は録音権を自己管理するか、HFA に管理委託し、演奏権は ASCAP、BMI、SESAC、GMR のいずれかに管理委託し、シンクロ権と出版権は自己管理するのが一般的である。
- アメリカではアーティストがレコーディングを行うが、レコーディング契約により、サウンドレコーディングの著作権はレコード・レーベルが保有するのが一般的。

## 3. 現行強制許諾制度（115 条）とその問題点

- 連邦議会は、1909 年法の制定時に、録音・発表された音楽作品が巨大な力を持つ一部の会社に独占されてしまうことを懸念し、権利者に対して一定の制限をかけるべきだと考えた。そのために導入されたのが強制許諾制度である。
- ダウンロード配信には録音権のみ、インタラクティブ型ストリーミング配信には録音権と演奏権、非インタラクティブ型ストリーミング配信には演奏権のみが働く。

配信方法	権利の種類	サービス例
ダウンロード配信(着メロを含む)	録音権	iTunes
インタラクティブ型ストリーミング配信	録音権・演奏権	Spotify, DEEZER, Tidal, Apple Music
非インタラクティブ型ストリーミング配信	演奏権	Pandora Radio, Sirius XM, NPR

- ダウンロード配信には、再生期間や再生回数に制限のないダウンロード（permanent download）と、制限のあるダウンロード（limited download）がある。また、インタラクティブ型ストリーミング配信（Interactive stream）とは、ユーザーが再生する楽曲を選択できるストリーム配信であり、非インタラクティブ型ストリーミング配信（Non-interactive

stream) とは、ユーザーが再生する楽曲を選択できないストリーミング配信である。

- ほとんどの楽曲が演奏権管理団体によって管理されている演奏権と異なり、録音権は音楽出版社が自己管理しているケースが多いため、音楽配信事業者は個々の権利者と交渉し、許諾を受ける必要がある。
- 現行の強制許諾制度はダウンロード配信とインタラクティブ型ストリーミング配信にも適用しているが、楽曲毎に録音権の保有者を特定し、通知し、毎月使用料を分配する必要があるため、膨大な労力と費用がかかる。そのため、音楽配信事業者はコストに見合うヒット曲を優先的に配信するため、埋もれている名曲は配信されないという状況が生じている。
- さらに録音権に関する網羅的な DB が存在しないため、権利処理のミスが発生し、音楽配信事業者は訴訟のリスクを抱えている（実際、複数の訴訟が提起されている）。また、権利者が特定できないため、分配ができない楽曲も多く存在する。つまり、正当な権利者にロイヤリティーが支払われていない状況が生じている。

#### 4. MMA の内容

##### (1) MMA の目的

- ダウンロード配信とインタラクティブ型ストリーミング配信における音楽作品の録音権に対して、包括的強制許諾制度を導入し、音楽配信ビジネスを促進させること。また、録音権に関する網羅的な DB を構築・運営することにより、権利者に適切なロイヤリティーが支払われるようにすること。

##### (2) 録音権管理団体の設立

- 録音権を一元的に管理する非営利の録音権管理団体を設立する。
- 録音権管理団体の設立・運営費は音楽配信事業者が負担する。
- 具体的な運営方法は理事会（音楽出版社 8 名、ソングライター 2 名）が決定する。
- 著作権局長は 5 年毎に見直しを行い、必要な場合は別の団体を指定し直す。

##### (3) 包括的強制許諾制度の内容

- 音楽配信事業者は録音権管理団体に対して、事前にライセンスの通知をすれば利用できる。ライセンスの通知を送達せずに音楽作品を無断配信した場合、3 年間は強制許諾制度を利用することができない。
- 音楽配信事業者は録音権管理団体に対して、使用報告書と共に、著作権使用料審判官が決定する使用料を支払う。
- 録音権管理団体は通知をした音楽配信事業者が法律上の要件を満たしていない場合、ライセンスの付与を拒絶することができる。
- 音楽配信事業者は包括的強制許諾制度を利用せず、個々の権利者と個別交渉し、直接ライセンスを受けることができる。その場合でも、音楽配信事業者は録音権管理団体の運営費の一部を負担しなければならない。

##### (4) データベースの構築・運用

- 録音権管理団体は作品タイトル、著作権者、権利保有率、連絡先、ISRC、ISWC 等の情報

を掲載した DB を構築・運用しなければならない。

- これまでサウンドレコーディングと録音権の情報をリンクした DB は存在しなかった。ISRC と ISWC をリンクさせることによって、網羅的な DB の構築が可能となる。
- このデータベースは主要な音楽出版社の協力の下に構築され、無償で一般に公開される。

#### (5) 改正法に対する評価

- MMA は、上記のように権利者、使用者双方にとって大きなメリットがあるため、反対する者がほとんどいなかった。作家の団体である ASCAP と BMI、実演家とレコード製作者の団体である SoundExchange、実演家の団体である SAG-AFTRA は、全米音楽出版社協会からこの法案を支持するという共同声明を発表している。

### 5. CLASSICS Act

- 1972 年 2 月 15 日より前に作成されたサウンドレコーディングを連邦著作権法で保護する。
- サウンドレコーディングの権利者に付与されるのは著作権ではなく、sui generis right である。

保護対象	保護期間または満了日
1923 年以前に発行されたサウンドレコーディング	2021 年 12 月 31 日まで
1923 年から 1946 年までに発行されたサウンドレコーディング	発行から 100 年間
1947 年から 1956 年までに発行されたサウンドレコーディング	発行から 110 年間
1957 年から 1972 年 2 月 14 日までに発行されたサウンドレコーディング	2067 年 2 月 15 日まで

### 6. AMP Act

- 連邦著作権法第 104 条に基づき、音楽配信事業者は非インタラクティブ型ストリーミング配信におけるサウンドレコーディングの利用に対して、強制許諾制度を利用することができる。
- 強制許諾制度に基づいて支払われるロイヤリティーはサウンドエクスチェンジが徴収・分配する。
- 現行法の下では、サウンドエクスチェンジは配信事業者から受領した使用料の内、50%をレコード・レーベルに、45%を主演実演家 (featured artists) に直接分配している。また、非主演歌手 (non-featured vocalists) と非主演演奏家 (non-featured musicians) 分として、それぞれ 2.5%を AFM & AFTRA 知的財産権分配基金に支払っている。
- 改正法により、レコーディングの過程で創作的な寄与を行ったプロデューサーやミキサー、サウンドエンジニアが分配対象に追加されることになった (実務ではすでに実施されている)。
- 彼らにロイヤリティーが分配される場合、サウンドエクスチェンジは配信事業者から受領した使用料の内、主演実演家からの指示書 (letter of direction) に記載されたパーセントを払う。なお、1995 年 11 月 1 日より前に作成されたサウンドレコーディングについても、

プロデューサー等への印税分配が可能となった。この場合、主演実演家からの指示書がなくとも、サウンドレコーディングの著作権者の反対がなければ、サウンドエクスチェンジはプロデューサー等に2%を支払う(2人以上の場合、使用料は2%を人数按分して分配される)。